

株 主 各 位

大阪市西淀川区歌島四丁目6番5号

**江崎グリコ株式会社**

取締役社長 江崎 勝久

## 第114回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第114回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。次頁の「議決権行使についてのご案内」に従って議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月25日(火曜日) 午前10時
2. 場 所 大阪市都島区網島町9-10  
太閤園

※会場が昨年と異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。

### 3. 目的事項 報告事項

1. 第114期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第114期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件

### 4. 議決権行使のお取り扱い

- (1) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等によって複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <https://www.glico.com/jp/>)に掲載させていただきます。

◎当日は軽装(クールビズ)にて実施させていただきますので、株主様におかれましても、軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

◎お土産につきましては、議決権行使書用紙の枚数に関わらず、ご出席株主1名様につき1個を、株主総会終了後にお渡しいたします。

## 《議決権行使についてのご案内》

### 1. 当日ご出席いただく場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

### 2. 郵送（書面）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示いただき、2019年6月24日（月曜日）午後5時までに到着するようにご返送ください。

### 3. インターネットによる議決権行使の場合

- (1) インターネットによる議決権行使は、2019年6月24日（月曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
- (2) インターネットによる議決権行使は、以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

【議決権行使ウェブサイトURL】<https://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。  
(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



- (3) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用になり、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話：0120-652-031（午前9時～午後9時）

<用紙の請求等、その他のご照会>

三井住友信託銀行株式会社 証券代行事務センター  
電話：0120-782-031（平日午前9時～午後5時）

### 4. 機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様は、株式会社I C Jが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における議決権行使の方法として、上記インターネットによる方法以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以上

# 提供書面

## 事業報告

( 2018年4月1日から  
2019年3月31日まで )

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなか、各種政策の効果もあり緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、中国経済の先行きなど海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響により依然として不透明な状態が続いております。

このような状況の中で、当社グループは、消費者コミュニケーションを軸として、重点ブランドの強化や、健康事業、海外事業の成長加速へ経営資源を集中して取り組みました。

その結果、売上面では、海外部門、健康事業を含むその他部門は前年同期を大きく上回りましたが、菓子・食品部門、冷菓部門、乳業部門が前年同期を下回ったため、当連結会計年度の売上高は350,270百万円となり、前年同期(353,432百万円)に比べ0.9%の減収となりました。

利益面につきましては、売上原価率は、冷菓及び海外部門の原価率の低下等によって全体では0.4%低下しました。販売費及び一般管理費は、経営基盤強化のための社内インフラ整備費用等の増加に加え、積極的な販売促進策によって広告宣伝費及び販売促進費が増加しました。

その結果、営業利益は16,746百万円で前年同期(20,377百万円)に比べ3,631百万円の減益となりました。経常利益は為替差益や持分法適用会社の増益等がありましたが、営業利益の減少に伴い19,217百万円と前年同期(21,993百万円)に比べ2,776百万円の減益となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券売却益等がありましたが、事業構造改善費用等により11,844百万円となり、前年同期(15,216百万円)に比べ3,372百万円の減益となりました。

次に部門別業績の状況についてご報告申し上げます。

(単位：百万円)

部 門	売上高			営業利益		
	当連結会計 年度	対前年 増減額	対前年 同期比(%)	当連結会計 年度	対前年 増減額	対前年 同期比(%)
菓子・食品	94,905	△4,395	95.6	6,134	△1,997	75.4
冷 菓	85,037	△2,069	97.6	6,864	262	104.0
乳 業	90,149	△3,416	96.3	2,821	△1,022	73.4
食 品 原 料	10,768	21	100.2	915	△241	79.1
海 外	51,572	3,889	108.2	1,409	△672	67.7
そ の 他	17,836	2,809	118.7	336	89	136.3
調 整	-	-	-	△1,735	△49	-
合 計	350,270	△3,161	99.1	16,746	△3,631	82.2

#### 【菓子・食品部門】

売上面では、“神戸ローストショコラ” “ビスコ” “リベラ” “GABA” “DONBURI亭”等は前年同期を上回りましたが、主力の“プリッツ” “ポッキー”等が前年同期を下回りました。その結果、当連結会計年度の売上高は94,905百万円となり、前年同期（99,301百万円）に比べ4.4%の減収となりました。

利益面では、売上原価率の上昇等により、営業利益は6,134百万円となり、前年同期（8,131百万円）に比べ、1,997百万円の減益となりました。

#### 【冷菓部門】

売上面では、“パピコ” “アイスの実”等は前年同期を上回りましたが、「企業体専用品」等が前年同期を下回りました。また、卸売販売子会社売上も、得意先の帳合変更の影響等により前年同期を下回りました。その結果、当連結会計年度の売上高は85,037百万円となり、前年同期（87,106百万円）に比べ2.4%の減収となりました。

利益面では、売上原価率の低下等により、営業利益は6,864百万円となり、前年同期（6,602百万円）に比べ、262百万円の増益となりました。

### 【乳業部門】

売上面では、“アイクレオ”等は前年同期を上回りましたが、“Bifi Xヨーグルト” “ドロリッチ” “カフェオーレ” “朝食りんごヨーグルト”等が前年同期を下回りました。その結果、当連結会計年度の売上高は90,149百万円となり、前年同期(93,566百万円)に比べ3.7%の減収となりました。

利益面では、売上原価率及び運送費及び保管費率の上昇等により、営業利益は2,821百万円となり、前年同期(3,844百万円)に比べ、1,022百万円の減益となりました。

### 【食品原料部門】

売上面では、「ファインケミカル」 “E-スターチ” “A-グル”等は前年同期を上回りましたが、「澱粉」等が前年同期を下回りました。その結果、当連結会計年度の売上高は10,768百万円となり、前年同期(10,747百万円)に比べ0.2%の増収となりました。

利益面では、売上原価率の上昇等により、営業利益は915百万円となり、前年同期(1,157百万円)に比べ、241百万円の減益となりました。

### 【海外部門】

売上面では、中国をはじめインドネシア、米国等の子会社が前年同期を上回りました。その結果、当連結会計年度の売上高は51,572百万円となり、前年同期(47,683百万円)に比べ8.2%の増収となりました。

利益面では、増収による売上総利益の増加等はありませんでしたが、中国での広告宣伝費の増加やASEANでの事業基盤強化に伴う販売費及び一般管理費の増加等により、営業利益は1,409百万円となり、前年同期(2,081百万円)に比べ、672百万円の減益となりました。

### 【その他部門】

売上面では、“アーモンド効果” “SUNAO”等の健康食品が前年同期を上回りました。その結果、当連結会計年度の売上高は17,836百万円となり、前年同期(15,026百万円)に比べ18.7%の増収となりました。

利益面では、「オフィスグリコ」における人件費の増加等はありませんでしたが、健康事業の増収による売上総利益の増加等により、営業利益は336百万円となり、前年同期(246百万円)に比べ、89百万円の増益となりました。

## ②設備投資の状況

当連結会計年度は総額168億円の設備投資を行いました。事業部門別の投資額は、菓子・食品部門が79億円、冷菓部門が37億円、乳業部門が24億円、食品原料部門が1億円、海外部門が19億円、その他部門が6億円であり、主な内容は次のとおりであります。

菓子・食品部門は関西グリコ株式会社の生産設備等、冷菓部門はグリコ千葉アイスクリーム株式会社の生産設備等、乳業部門は東京グリコ乳業株式会社及び佐賀グリコ乳業の生産設備等であります。

## ③資金調達の状況

運転資金につきましては内部資金または金融機関からの短期の借入により資金調達することとしております。設備資金等の中長期的な資金調達につきましては、内部資金または転換社債型新株予約権付社債を2017年1月に発行しております。

## (2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

項 目	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度 (当連結会計年度)
売上高(百万円)	338,437	353,217	353,432	350,270
経常利益(百万円)	19,229	26,367	21,993	19,217
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	13,903	18,147	15,216	11,844
1株当たり当期純利益(円)	212.00	276.20	231.34	180.02
総資産(百万円)	274,974	324,118	341,024	348,452
純資産(百万円)	179,151	198,434	214,788	220,853

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ①親会社との関係

該当事項はありません。

#### ②重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
関西グリコ株式会社	神戸市西	100百万円	100.0%	菓子の製造
上海江崎格力高食品有限公司	中国上海市	138百万元	100.0%	菓子の製造販売
Glico Asia Pacific Pte. Ltd.	シンガポール	164百万シンガポールドル	100.0%	ASEAN各拠点の事業統括等
Glico North America Holdings, Inc.	米国	53百万ドル	100.0%	米国子会社の事業統括等

(注) 2019年1月にGlico North America Holdings, Inc.を設立いたしました。なお、当社の特定子会社に該当しております。

### (4) 対処すべき課題

世界的な規模で経営を取り巻く社会情勢や経済環境が目まぐるしく変化しております。また、国内においては、少子高齢化や人口減少による市場規模の縮小、原材料価格や物流コストの上昇、流通チャネルの変化や消費行動の多様化といった課題に直面し、競争はさらに厳しさを増しております。このような経営環境の中で、消費者の健康意識の高まりによる需要喚起ならびにグローバル成長に向けた海外市場の開拓は、当社グループにとっての事業拡大・強化の機会と捉えております。今後も国内外における経済状況や業界・市場動向等の変化に柔軟に対応しながら、企業価値の向上に努めてまいります。

当社グループの中長期的な成長のための重要な要素を、①経営資源の「選択と集中」による競争力の強化、②持続的成長に向けた経営基盤の強化とし、対処すべき課題に対する具体的な事業活動を推進してまいります。

#### ①経営資源の「選択と集中」による競争力の強化

- ・重点ブランドへの資源配分を強化し、ブランド価値の向上を通じた収益拡大を図ります。
- ・健康事業の展開エリアを拡大し、さらなる成長の実現に取り組みます。
- ・中国・東南アジア、北米における事業運営体制を確立し、当社グループの事業成長の基盤とします。

#### ②持続的成長に向けた経営基盤の強化

- ・人材育成への取り組みを強化するとともに、多様な人財の活躍推進を図り、また従業員の健康維持・増進を積極的に支援し、組織力を向上します。
- ・従業員一人ひとりのCSRへの意識を高め、コーポレートブランドの価値向上を図ることで、持続的な企業価値の向上に取り組みます。

今後とも、株主の皆様の変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

部 門	主 な 事 業 内 容
菓 子 ・ 食 品	チョコレート、ビスケット、ガム、カレールウ、レトルト食品等の製造販売
冷 菓	アイスクリーム等の製造販売
乳 業	乳製品、洋生菓子、乳幼児用粉ミルク等の製造販売
食 品 原 料	澱粉、色素等の製造販売
海 外	海外での菓子・冷菓等の製造販売

(6) 主要な事業所 (2019年3月31日現在)

- ①当 社 本 社 大阪府大阪市西淀川区歌島四丁目6番5号
- ②当社主要拠点 大阪梅田オフィス(大阪市)  
品川オフィス(東京都港区)  
昭島オフィス(東京都昭島市)
- ③当 社 支 店 北海道東北エリア支店(仙台市)、首都圏エリア支店(東京都港区)、関東  
信越エリア支店(高崎市)、中部エリア支店(名古屋市)、近畿エリア支  
店(大阪市)、中四国エリア支店(広島市)、九州エリア支店(福岡市)
- ④主要な子会社の本社  
関西グリコ株式会社(神戸市西区)のほか、重要な子会社の会社名とその本社所在地  
は、前記(3)②に記載のとおりであります。



(7) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末 比 増 減
5,381名	107名 (減)

(注) 上記の従業員のほか、当連結会計年度における臨時従業員の期中平均雇用人員は3,963名であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 り そ な 銀 行	409百万円

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2019年3月31日現在）

- |                                       |              |
|---------------------------------------|--------------|
| ①発行可能株式総数                             | 270,000,000株 |
| ②発行済株式の総数                             | 69,414,469株  |
| (注)発行済株式の総数には自己株式が3,547,494株含まれております。 |              |
| ③株主数                                  | 16,623名      |
| ④単元株式数                                | 100株         |
| ⑤大株主（上位10名）                           |              |

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（%）
掬 泉 商 事 株 式 会 社	4,131	6.27
大 同 生 命 保 険 株 式 会 社	3,500	5.31
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,873	4.36
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 6 3 2 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	2,134	3.24
日 清 食 品 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	2,100	3.19
佐 賀 県 農 業 協 同 組 合	1,943	2.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,842	2.80
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 6 3 5 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	1,721	2.61
大 日 本 印 刷 株 式 会 社	1,598	2.43
江 崎 グ リ コ 共 栄 会	1,565	2.38

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は自己株式3,547,494株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。なお、自己株式には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（信託口）」が保有する当社株式（54,900株）を含めておりません。

3. 持株比率は自己株式（3,547,494株）を控除して計算しております。

### ⑥その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## (2) 新株予約権等の状況

①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

### ③その他新株予約権等の状況

2017年1月12日開催の取締役会決議に基づき発行した2024年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

社債の総額	300億円
社債の発行日	2017年1月30日
社債に付された新株予約権の総数	3,000個
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の目的である株式の数	行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債を出資するものとし、社債の価額は、その額面金額と同額とする
転換価額	8,033.0円
新株予約権の行使期間	2017年2月13日から2024年1月16日まで

(注) 転換価額は、2019年5月13日開催の取締役会において期末配当を35円とする剰余金配当案が承認可決され、中間配当25円と合わせた2019年3月期の年間配当が1株につき60円と決定されたことに伴い、2024年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の転換価額調整条項に従い、8,062.2円から8,033.0円に調整されました。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役 及び 監査役 の 状況 (2019年 3月31日 現在)

地 位	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	氏 名
代 表 取 締 役 社 長		江 崎 勝 久
代 表 取 締 役 員 専 務 執 行 役 員	経営企画本部長、グローバルマーケティング、海外事業、情報システム担当、Glico Asia Pacific Pte. Ltd. CEO	江 崎 悦 朗
取 締 役 員 常 務 執 行 役 員	健康科学研究所長	栗 木 隆
取 締 役 員 執 行 役 員	法務・監査担当	大 貫 明
取 締 役	中之島中央法律事務所代表パートナー、ヤンマーホールディングス株式会社社外監査役	益 田 哲 生
取 締 役	公益財団法人国際金融情報センター顧問	加 藤 隆 俊
取 締 役	株式会社メディアヴァ代表取締役、株式会社シーズ・ワン代表取締役、参天製薬株式会社社外取締役、株式会社資生堂社外取締役	大 石 佳 能 子
監 査 役 (常勤)		吉 田 敏 明
監 査 役 (常勤)		安 達 弘
監 査 役	岩井伸太郎公認会計士・税理士事務所所長、フジ住宅株式会社社外取締役、昭栄薬品株式会社社外取締役(監査等委員)	岩 井 伸 太 郎
監 査 役	大阪大学名誉教授	宮 本 又 郎
監 査 役	大同生命保険株式会社代表取締役社長	工 藤 稔

- (注) 1. 取締役のうち、益田哲生、加藤隆俊、大石佳能子の3氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち、安達弘、岩井伸太郎、宮本又郎、工藤稔の4氏は、社外監査役であります。
3. 取締役益田哲生氏は、弁護士 の 資格 を 有 して おります。
4. 監査役岩井伸太郎氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知識と見識を有するものであります。
5. 当社は、益田哲生、加藤隆俊、大石佳能子、安達弘、岩井伸太郎及び宮本又郎の6氏を金融商品取引所が定める独立役員として届け出ております。

## ②取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (3)	300百万円 (19)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (4)	57百万円 (37)
合 計 (うち社外役員)	12名 (7)	358百万円 (57)

- (注) 1. 当事業年度末現在の役員の員数は、取締役7名(うち社外取締役3名)及び監査役5名(うち社外監査役4名)であります。
2. 上記には、使用人兼務取締役の給与相当額は含まれておりません。
3. 取締役報酬限度額 年額 360百万円(2015年6月24日開催の第110回定時株主総会決議)  
(うち社外取締役 年額 25百万円)  
株式報酬限度額 年額 150百万円(2018年6月28日開催の第113回定時株主総会決議)  
ただし、株式報酬限度額には当社と委任契約を締結している執行役員への報酬も含まれております。  
監査役報酬限度額 年額 60百万円(2006年6月29日開催の第101回定時株主総会決議)
4. 報酬等の総額には、以下のとおり当事業年度に係る役員賞与が含まれております。  
取締役 7名 34百万円(うち社外取締役 3名 1百万円)  
監査役 5名 3百万円(うち社外監査役 4名 2百万円)
5. 取締役の報酬等の総額には、当事業年度に計上した、株式給付引当金繰入額30百万円が含まれております。

## ③責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

④ 社外役員に関する事項

1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 先	当 社 と の 関 係
社外取締役	益 田 哲 生	中 之 島 中 央 法 律 事 務 所 代 表 執 行 役 員 ヤンマーホールディングス株式会 社 外 監 査 役	記載すべき関係はありません。
社外取締役	加 藤 隆 俊	公 益 財 団 法 人 国 際 金 融 関 心 セ ン タ ー 顧 問	記載すべき関係はありません。
社外取締役	大石佳能子	株 式 会 社 メ デ ィ ヴ ァ 代 表 取 締 役 株 式 会 社 シ ー ズ ・ ワ ン 代 表 取 締 役 参 天 製 薬 株 式 会 社 社 外 取 締 役 株 式 会 社 資 生 堂 社 外 取 締 役	記載すべき関係はありません。
社外監査役	岩井伸太郎	岩 井 伸 太 郎 公 認 会 計 士 ・ 税 理 士 事 務 所 所 長 フジ住宅株式会社社外取締役 昭栄薬品株式会社社外取締役 (監査等委員)	記載すべき関係はありません。
社外監査役	宮本又郎	大 阪 大 学 名 誉 教 授	記載すべき関係はありません。
社外監査役	工 藤 稔	大 同 生 命 保 険 株 式 会 社 社 長 代 表 取 締 役	大同生命保険株式会社は当社の大株主であります。また、当社は大同生命保険株式会社の団体生命保険に加入しております。

## 2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	益 田 哲 生	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、主に弁護士としての豊富な経験と見識をもとに独立した立場から当社の経営に関する的確な助言を行っております。
社外取締役	加 藤 隆 俊	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、主に経験や実績に基づく見地から当社の経営に関する的確な助言を行っております。
社外取締役	大 石 佳 能 子	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、主に経験や実績に基づく見地から当社の経営に関する的確な助言を行っております。
社外監査役	安 達 弘	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、主に経験や実績に基づく見地から当社の経営に関する的確な助言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会 5 回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	岩 井 伸 太 郎	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から当社の経営に関する的確な助言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会 5 回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	宮 本 又 郎	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、主に大学教授としての専門的見地から当社の経営に関する的確な助言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会 5 回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	工 藤 稔	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、主に経験や実績に基づく見地から当社の経営に関する的確な助言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会 5 回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

- ①会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人  
(注) 新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日付で、名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。

#### ②報酬等の額

- 1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 63百万円
- 2) 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 66百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分することが困難なため、合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて、必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 重要な在外子会社につきましては当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

#### ③非監査業務の内容

再生可能エネルギーの固定価格買取制度の賦課金に係る特例の認定申請に関する証明業務等に対し、対価を支払っております。

#### ④会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難と認められる場合その他必要と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

#### ⑤責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。



## (5) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容は、次のとおりであります。

- ①当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - 1) 当社及びグループ会社の業務執行が適正かつ健全に行われるため、取締役会は実効性のある「内部統制システム」の構築と法令及び定款等の遵守体制の確立に努める。
  - 2) 法令遵守、企業倫理を確立するための具体的な行動規範としてGlicoグループ「行動規範」を制定し、当社及びグループ会社の取締役はこれを遵守する。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会の議事録、決裁資料、その他取締役の職務の執行に係る重要な情報を文書又は電磁的媒体に記録し、法令等に従い適正に保存、管理する。
- ③当社及びグループ会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 1) 当社は、当社及びグループ会社の業務執行に係る各種リスクの予防及び迅速かつ的確な対処を行うため、リスク対応に関する規程を制定し、リスクマネジメント担当役員を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置する。不測の事態が発生した場合には、直ちに対応策を協議して事態の收拾、解決にあたる。
  - 2) 「グループ監査室」（「⑤」「4」）の項に定義する。）にて各部門における損失にかかわるリスク管理の状況を定期的に監査し、その結果を社長に報告するほか、必要に応じて各部門の担当役員及び監査役に報告する。
- ④当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - 1) 当社及びグループ会社は、職務権限及び意思決定に関する社内規程を定め、職務の執行が適正かつ効率的に行われることを確保する体制を構築する。
  - 2) 取締役会を毎月1回開催するほか、執行役員制度を採用し、迅速な意思決定及び業務執行の充実を期する。

- ⑤当社及びグループ会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 1) 法令遵守、企業倫理を確立するための具体的な行動規範としてGlicoグループ「行動規範」を制定し、当社及びグループ会社の使用人に適用する。
  - 2) 「リスクマネジメント委員会」のもと、当社及びグループ会社の使用人が利用可能な内部通報制度として「Glicoコンプライアンスホットライン」を設置し、法令等及び社内規程に対する違反等の未然防止及び早期発見のための体制を構築する。
  - 3) 「リスクマネジメント委員会」の中に「コンプライアンス部会」を設置し、職務の執行における重大な法令違反の発生を防止する体制を確立する。
  - 4) 内部監査部門として社長直轄とする「グループ監査室」を設置し、当社及びグループ会社における内部統制の有効性と妥当性を確認する。
- ⑥当社及びグループ会社における業務の適正を確保するための体制
- 1) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社に対し経営状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
  - 2) グループ会社における職務権限及び意思決定に関する基準を定め、グループ会社における職務の執行が適正かつ効率的に行われることを確保する体制を構築する。
  - 3) グループ会社におけるコンプライアンスを推進するため、「コンプライアンス部会」が中心となり、法令・社内規程遵守の状況の把握、コンプライアンス研修等、必要な措置を講ずる体制を構築する。
  - 4) 法令等及び社内規程に対する違反等の未然防止及び早期発見のため、グループ会社においても内部通報制度である「Glicoコンプライアンスホットライン」の利用を促進する。
- ⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
- 1) 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、若干名で構成される「監査役室」を置く。
  - 2) 「監査役室」に所属する使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等の人事権に関わる事項の決定等については、監査役会の事前の同意を得る。
  - 3) 「監査役室」に所属する使用人は、業務の執行にかかる役職を兼務しないこととし、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。

- ⑧当社及びグループ会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制
- 1) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社監査役から職務の執行に関し報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
  - 2) 当社は、当社及びグループ会社の取締役及び使用人が職務の執行に関し、重大な法令・定款違反、若しくは不正行為の事実、又は当社若しくはグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときには、速やかに当社監査役に報告する体制を構築する。
  - 3) 「グループ監査室」、「リスクマネジメント委員会」等は、当社監査役に対して定期的に当社及びグループ会社における内部監査、内部通報の状況等を報告する。
  - 4) 当社監査役へ報告を行った当社及びグループ会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査役の求めに応じ、必要な情報を提供し、各種会議への監査役の出席を確保する。
  - 2) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務は、職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに処理する。
- ⑩反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備について
- 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした姿勢で対応する。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

### ①コンプライアンスに対する取り組み

当社グループでは、具体的な行動基準として、グループ内の全ての取締役及び使用人が従うべき「Glicoグループ行動規範」を制定しています。コンプライアンス部会による研修では、この行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。また、内部通報制度を更に実効性のあるものとするため、社外の弁護士事務所に独立した内部通報窓口を設置しております。

### ②リスク管理に対する取り組み

当社グループを取り巻くリスクに迅速かつ的確に対処するために、「リスクマネジメント委員会」を設けており、問題発生時には直ちに対応策を協議し、事態の收拾・解決に当たります。また、継続してBCP（事業継続計画）の作成に取り組んでおります。

### ③当社グループにおける業務の適正を確保するための取り組み

当社グループでは、経営方針発表会や利益計画会議等を通じ、グループ内の全ての会社がグループの経営方針や経営計画を共有しています。主要な子会社では、当社の取締役や監査役が子会社役員を兼務しており、重要な会議等に参加しております。また、当社は、当社で定める決裁規程に基づき、子会社から経営状況その他の重要な情報について、定期的な報告を受けました。子会社に必要とされる意思決定については、当社グループにおける職務権限及び意思決定の基準に基づき、当社取締役会で検討を行うこと等により子会社の業務の適正を確保いたしました。

### ④監査役監査の実効性の確保のための取り組み

当社の監査役は、当社グループの重要な会議に出席したほか、取締役や使用人から聴取を行うなど、業務の執行状況全般にわたり監査いたしました。また、代表取締役、会計監査人及び「グループ監査室」と情報交換のための会合を定期的に行い、相互の連携を図りました。

## (7) 剰余金の配当等に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けた上で、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、連結配当性向25%以上を目標に安定した配当政策を実施することを基本方針としています。今後も、中長期的な視点にたつて、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当につきましては、1株につき35円を2019年5月13日開催の取締役会で決議いたしました。既に2018年12月10日に実施済の中間配当金1株当たり25円と合わせまして、年間配当金は1株当たり60円となります。

また、現時点では次期の1株当たりの年間配当金は60円を予定しております。

## (8) 会社の支配に関する基本方針

- ・ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

### 1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社では、グループとして企業価値の確保・向上に努めておりますが、特に、当社の企業価値の源泉は、長年にわたって築き上げられた企業ブランド及び商品ブランドにあります。そして、当社は、このようなブランド価値の根幹にあるのは、①商品開発力の維持、②研究開発力の維持、③食品の安全性の確保、④取引先との長期的な協力関係の維持、⑤企業の社会的責任を果たすことでの信頼の確保等であると考えております。当社の株式の大量買付を行う者が、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## 2) 基本方針の実現のための取り組み

### 基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるための特別な取り組みは以下のとおりです。

当社グループは、事業の効率性を重要な経営指標として認識し、グループ各社の連係の一層の強化、シナジー効果の追求、収益性の向上を図っております。また、当社グループは、中長期的な会社の経営戦略として、各部門ともに消費者の視点からの新製品や新技術の研究開発に積極的に取り組むとともに、流通構造の変化に対応した販売制度の実現や製造設備の合理化、さらに生産工場の統廃合を実施し、収益力の向上を図り、事業基盤の安定を目指しています。さらに、安全・安心という品質を維持するために、製造や輸送段階だけでなく資材調達時点でのチェック体制も強化し、消費者やお得意様に信頼される企業であり続けるように努めています。

当社は、中長期的視点に立ち、これらの取り組みを遂行・実施していくことで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上してまいります。

## 3) 上記各取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

### 基本方針の実現に資する特別な取り組み（上記2）の取り組み）について

上記2)記載の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

# 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
<b>流動資産</b>	<b>180,171</b>	<b>流動負債</b>	<b>81,749</b>
現金及び預金	103,601	支払手形及び買掛金	33,831
受取手形及び売掛金	40,128	短期借入金	417
有価証券	1,645	未払費用	30,128
たな卸資産	31,112	未払法人税等	2,651
その他	3,733	販売促進引当金	2,448
貸倒引当金	△50	役員賞与引当金	38
<b>固定資産</b>	<b>168,281</b>	株式給付引当金	44
<b>有形固定資産</b>	<b>99,465</b>	その他	12,188
建物及び構築物	32,659	<b>固定負債</b>	<b>45,849</b>
機械装置及び運搬具	35,019	転換社債型新株予約権付社債	30,103
工具器具備品	3,165	長期借入金	220
土地	15,584	退職給付に係る負債	5,286
その他	13,036	繰延税金負債	5,098
<b>無形固定資産</b>	<b>9,477</b>	その他	5,140
ソフトウェア	4,688	<b>負債合計</b>	<b>127,598</b>
のれん	3,874	(純資産の部)	
その他	914	<b>株主資本</b>	<b>201,098</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>59,338</b>	資本金	7,773
投資有価証券	41,799	資本剰余金	8,999
長期貸付金	917	利益剰余金	190,892
退職給付に係る資産	1,336	自己株式	△6,566
繰延税金資産	939	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>12,794</b>
投資不動産	12,296	その他有価証券評価差額金	12,551
その他	2,101	繰延ヘッジ損益	73
貸倒引当金	△53	為替換算調整勘定	395
<b>資産合計</b>	<b>348,452</b>	退職給付に係る調整累計額	△225
		<b>非支配株主持分</b>	<b>6,960</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>220,853</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>348,452</b>

# 連結損益計算書

( 2018年4月1日から  
2019年3月31日まで )

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
売 上 高		350,270
売 上 原 価		184,167
売 上 総 利 益		166,103
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		149,357
営 業 利 益		16,746
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,274	
為 替 差 益	176	
不 動 産 賃 貸 料	757	
補 助 金 収 入	489	
そ の 他	1,239	3,937
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	33	
寄 付 金	71	
固 定 資 産 廃 棄 損	149	
固 定 資 産 除 却 損	336	
休 止 固 定 資 産 減 価 償 却 費	265	
そ の 他	609	1,466
経 常 利 益		19,217
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	358	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	425	784
特 別 損 失		
減 損 損 失	307	
事 業 構 造 改 善 費 用	516	
特 別 退 職 金	85	
退 職 給 付 制 度 終 了 損	292	1,202
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		18,798
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	5,911	
法 人 税 等 調 整 額	470	6,381
当 期 純 利 益		12,417
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		572
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		11,844



## 連結株主資本等変動計算書

( 2018年4月1日から  
2019年3月31日まで )

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	百万円 7,773	百万円 9,095	百万円 182,627	百万円 △6,802	百万円 192,694
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△3,623		△3,623
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益			11,844		11,844
自 己 株 式 の 取 得				△150	△150
自 己 株 式 の 処 分		0		289	290
自 己 株 式 の 消 却		△97		97	-
連 結 範 囲 の 変 動			43		43
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )					
当 期 変 動 額 合 計	-	△96	8,264	236	8,404
当 期 末 残 高	7,773	8,999	190,892	△6,566	201,098

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 株 主 支 持 配 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 の 有 価 券 類 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 益 損	退 職 給 付 金 等 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		
当 期 首 残 高	百万円 13,587	百万円 -	百万円 1,922	百万円 91	百万円 15,600	百万円 6,493	百万円 214,788
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△3,623
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益							11,844
自 己 株 式 の 取 得							△150
自 己 株 式 の 処 分							290
自 己 株 式 の 消 却							-
連 結 範 囲 の 変 動							43
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	△1,035	73	△1,526	△316	△2,805	466	△2,338
当 期 変 動 額 合 計	△1,035	73	△1,526	△316	△2,805	466	6,065
当 期 末 残 高	12,551	73	395	△225	12,794	6,960	220,853

## 連結注記表

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数……………35社

主要な連結子会社の名称

関西グリオ株式会社、上海江崎格力高食品有限公司、Glico Asia Pacific Pte.Ltd.、Glico North America Holdings, Inc.

当連結会計年度において、Glico North America Holdings, Inc.及びGlico Philippines, Inc.を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。なお、Glico North America Holdings, Inc.は当社の特定子会社に該当しております。

##### (2) 主要な非連結子会社の名称等

江栄商事株式会社他1社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社(江栄商事株式会社他1社)は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法適用の関連会社の数……………2社

主要な持分法適用の関連会社の名称

Generale Biscuit Glico France S.A.、PT.Glico-Wings

##### (2) 持分法を適用していない非連結子会社(江栄商事株式会社他1社)及び関連会社(株式会社関東フーズ)は、それぞれ親会社株主に帰属する当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としての重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

決算日が連結決算日と異なる連結子会社は下表のとおりです。

当連結計算書類の作成に当たって、下表の13社については、連結決算日との間に生じた重要な取引を調整した上でその決算日の計算書類を使用しております。

会 社 名	決 算 日
上海江崎格力高食品有限公司	12月31日
上海江崎格力高南泰食品有限公司	12月31日
Glico Asia Pacific Pte.Ltd.	12月31日
Thai Glico Co., Ltd.	12月31日
Ezaki Glico USA Corporation	12月31日
Glico-Haitai Co.,Ltd	12月31日
PT.Glico Indonesia	12月31日
Glico Frozen(Thailand)Co.,Ltd.	12月31日
Glico Malaysia Sdn.Bhd.	12月31日
Glico Canada Corporation	12月31日
TCHO Ventures, Inc.	12月31日
Glico North America Holdings, Inc.	12月31日
Glico Philippines, Inc.	12月31日

4. 持分法適用会社の事業年度等に関する事項

決算日が連結決算日と異なる持分法適用会社は下表のとおりです。

当連結計算書類の作成に当たって、下表の2社については、連結決算日との間に生じた重要な取引を調整した上でその決算日の計算書類を使用しております。

会 社 名	決 算 日
Generale Biscuit Glico France S.A.	12月31日
PT.Glico-Wings	12月31日

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。)

なお、組込デリバティブの時価を区分して測定することが出来ない複合金融商品については複合金融商品全体を時価評価しております。

時価のないもの……………主として移動平均法による原価法

- ②デリバティブ……………時価法
- ③たな卸資産……………主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産及び投資不動産

（リース資産を除く）……………主として定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

②無形固定資産

（リース資産を除く）……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

③リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②販売促進引当金……………販売促進費の支出に備えるため、当連結会計年度末における販売促進費の見込額に基づき計上しております。

③役員賞与引当金……………役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

④株式給付引当金……………「事後交付型譲渡制限付株式報酬制度（リストラクテッド・ストック・ユニット）」における、役員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、株式報酬規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①重要なヘッジ会計の方法

1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………原材料輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引

3) ヘッジ方針

当社のデリバティブ取引は社内規程に従い、保有する資産に係る為替変動を効果的にヘッジする目的で利用しております。

4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

## ②退職給付に係る会計処理の方法

### 1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

### 2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

### ③消費税等の会計処理方法……………税抜き方式を採用しております。

### ④のれんの償却に関する事項

主に5～10年間の均等償却を行っております。

## 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「特別利益」の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産売却益」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度において区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「固定資産売却益」は26百万円であります。

## 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 146,655百万円

(注) なお、上記の減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
発行済株式	株		株		株	株
普通株式	69,430,069		—		15,600	69,414,469
合計	69,430,069		—		15,600	69,414,469
自己株式						
普通株式	3,636,411		27,530		61,547	3,602,394
合計	3,636,411		27,530		61,547	3,602,394

- (注) 1. 普通株式の発行済株式の減少は自己株式の消却によるものであります。
2. 普通株式の自己株式の増加27,530株は、単元未満株式の買取27,530株による増加であり、減少61,547株は、単元未満株式の買増請求147株及び「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（信託口）」による自社の株式の交付39,900株、「役員報酬B I P（信託口）」から取締役等への支給5,900株、「役員報酬B I P（信託口）」の終了に伴う信託が保有する自己株式の消却15,600株によるものであります。
3. 自己株式数については、当連結会計年度末に「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（信託口）」が保有する54,900株を含めて記載しております。

### 2. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年5月14日 取締役会	普通株式	百万円 1,977	円 30	2018年3月31日	2018年6月6日
2018年10月31日 取締役会	普通株式	1,646	25	2018年9月30日	2018年12月10日

- (注) 1. 2018年5月14日取締役会決議による配当金の総額には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（信託口）」及び「役員報酬B I P（信託口）」が保有する自社の株式に対する配当金3百万円を含めております。
2. 2018年10月31日取締役会決議による配当金の総額には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（信託口）」が保有する自社の株式に対する配当金1百万円を含めております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年5月13日 取締役会	普通株式	百万円 2,305	円 35	2019年3月31日	2019年6月6日

(注) 配当金の総額には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(信託口)」が保有する自社の株式に対する配当金1百万円を含めております。

### 3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
当社	2024年満期ユーロ円建 転換社債型 新株予約権 付社債	普通株式	株 3,713,882	株 (注1) 7,186	株 -	株 3,721,068	(注2)
合計			3,713,882	7,186	-	3,721,068	-

(注) 1. 2024年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の増加は、転換価額の調整によるものです。  
2. 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画及びその他の長期的資金需要に照らして、主に銀行借入や社債発行により必要な資金を調達しております。また、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。余資は、流動性の高い金融商品、一定以上の格付けをもつ発行体の債券等、安全性の高い金融商品、主に業務上の関係を有する企業の株式に投資しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、満期保有目的以外の債券と株式等であり、信用リスク、市場価格の変動リスク及び金利の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。借入金のうち、短期借入金は営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は、主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引のリスクを軽減する目的で外貨建予定取引を行っております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、各社の与信管理規程に従い、営業債権について取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を随時に把握し、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、一部の営業債権に対しては、取引信用保険を活用しております。

有価証券及び投資有価証券は、一定以上の格付けをもつ発行体のもののみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引につきましては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

##### ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先）の財務状況、格付け状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を定期的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理につきましては、取引権限を定めた社内規程に基づき行っており、担当役員は、取引実績を定期的に取締役会に報告しております。

##### ③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行出来なくなるリスク）の管理

当社は、グループの国内主要各社に対してキャッシュマネジメントシステムを導入しております。グループ各社の事業計画に基づき、ファイナンス部が適時に資金繰り計画を作成し、実績を勘案しながら計画を随時見直しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。



## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	103,601	103,601	—
(2) 受取手形及び売掛金	40,128	40,128	—
(3) 有価証券及び投資有価証券(*1)	39,216	39,216	—
資産計	182,946	182,946	
(1) 支払手形及び買掛金	33,831	33,831	—
(2) 短期借入金	417	417	—
(3) 転換社債型新株予約権付社債	30,103	30,750	646
(4) 長期借入金	220	220	0
負債計	64,573	65,219	646
デリバティブ取引(*2)	105	105	—

(\*1) 時価を把握することが極めて困難なため、非上場株式4,229百万円は含まれておりません。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で、正味の債務となる項目については、()で示しています。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

### 資 産

#### (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

### 負 債

#### (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 転換社債型新株予約権付社債

これらの時価は、市場価格に基づき算定しております。

#### (4) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

### デリバティブ取引

これらは取引金融機関から提示された価格を時価としております。

## 賃貸等不動産に関する注記

### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルや賃貸商業施設等を所有しております。

### 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）
12,444	16,987

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主要な不動産については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については路線価等に基づく金額であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

## 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 3,250円07銭  
2. 1株当たり当期純利益 180円02銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上「期末株式数」は、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（信託口）」所有の当社株式数（当連結会計年度54千株）を控除しております。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上「期中平均株式数」は、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（信託口）」所有の当社株式（当連結会計年度72千株）及び「役員報酬B I P（信託口）」所有の当社株式（当連結会計年度10千株）を控除しております。

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## その他の注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
<b>流動資産</b>	<b>134,579</b>	<b>流動負債</b>	<b>64,506</b>
現金及び預金	76,517	支払手形	389
受取手形	727	買掛金	28,331
売掛金	28,959	短期借入金	188
有価証券	1,010	未払金	9,438
商品及び製品	11,826	未払費用	18,058
仕掛品	468	未払法人税等	1,841
原材料及び貯蔵品	10,062	預り金	3,650
短期貸付金	1,024	販売促進引当金	2,448
未収入金	3,732	役員賞与引当金	38
その他	261	株式給付引当金	44
貸倒引当金	△12	その他	75
<b>固定資産</b>	<b>167,921</b>	<b>固定負債</b>	<b>41,054</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>77,784</b>	転換社債型新株予約権付社債	30,103
建物	20,287	長期借入金	220
構築物	883	預り保証金	2,516
機械及び装置	27,282	退職給付引当金	2,605
車両運搬具	15	繰延税金負債	4,827
工具器具備品	2,387	その他	781
土地	14,776	<b>負債合計</b>	<b>105,561</b>
リース資産	36	(純資産の部)	
建設仮勘定	12,115	<b>株主資本</b>	<b>184,315</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>4,845</b>	資本金	7,773
ソフトウェア	3,990	資本剰余金	8,953
その他	855	資本準備金	7,413
<b>投資その他の資産</b>	<b>85,290</b>	その他資本剰余金	1,539
投資有価証券	38,962	<b>利益剰余金</b>	<b>174,154</b>
関係会社株式	19,424	利益準備金	1,943
出資	1	その他利益剰余金	172,211
関係会社出資金	7,297	特別償却準備金	2
長期貸付金	4,476	固定資産圧縮積立金	5,458
前払年金費用	1,504	別途積立金	128,893
投資不動産	12,272	繰越利益剰余金	37,856
その他	1,483	<b>自己株式</b>	<b>△6,566</b>
貸倒引当金	△132	評価・換算差額等	12,624
<b>資産合計</b>	<b>302,501</b>	その他有価証券評価差額金	12,551
		繰延ヘッジ損益	73
		<b>純資産合計</b>	<b>196,940</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>302,501</b>

# 損 益 計 算 書

( 2018年4月1日から  
2019年3月31日まで )

科 目	金	額
	百万円	百万円
売 上 高		260,242
売 上 原 価		135,419
売 上 総 利 益		124,823
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		112,960
営 業 利 益		11,863
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,689	
為 替 差 益	237	
不 動 産 賃 貸 料	757	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 戻 入 益	654	
そ の 他	1,509	5,848
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	20	
そ の 他	1,131	1,151
経 常 利 益		16,560
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	358	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	409	
抱 合 株 式 消 滅 差 益	864	1,632
特 別 損 失		
減 損 損 失	164	
事 業 構 造 改 善 費 用	467	
そ の 他	28	660
税 引 前 当 期 純 利 益		17,532
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,860	
法 人 税 等 調 整 額	634	4,495
当 期 純 利 益		13,036

# 株主資本等変動計算書

( 2018年4月1日から  
2019年3月31日まで )

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金					
		資 準 備 金	本 金	そ の 他 剰 余 金	資 剰 余 金 合 計	利 準 備 金	益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			繰 越 利 益 剰 余 金
								特 別 償 却 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	
当 期 首 残 高	百万円 7,773	百万円 7,413	百万円 1,635	百万円 9,049	百万円 1,943	百万円 5	百万円 5,471	百万円 128,893	百万円 28,428		
当 期 変 動 額											
特別償却準備金の取崩						△2				2	
固定資産圧縮積立金の取崩							△12			12	
剰余金の配当										△3,623	
当期純利益										13,036	
自己株式の取得											
自己株式の処分			0	0							
自己株式の消却			△97	△97							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											
当期変動額合計	-	-	△96	△96	-	△2	△12		-	9,428	
当 期 末 残 高	7,773	7,413	1,539	8,953	1,943	2	5,458	128,893	37,856		

	株 主 資 本			評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	利益剰余金 利益剰余金 合計	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	百万円 164,741	百万円 △6,802	百万円 174,762	百万円 13,579	百万円 -	百万円 13,579	百万円 188,342
当 期 変 動 額							
特別償却準備金の取崩	-		-				-
固定資産圧縮積立金の取崩	-		-				-
剰余金の配当	△3,623		△3,623				△3,623
当期純利益	13,036		13,036				13,036
自己株式の取得		△150	△150				△150
自己株式の処分		289	290				290
自己株式の消却		97	-				-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				△1,027	73	△954	△954
当期変動額合計	9,412	236	9,552	△1,027	73	△954	8,598
当 期 末 残 高	174,154	△6,566	184,315	12,551	73	12,624	196,940

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法

関係会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

なお、組込デリバティブの時価を区分して測定することが出来ない複合金融商品については複合金融商品全体を時価評価しております。

時価のないもの……………移動平均法による原価法

#### 2. デリバティブ……………時価法

#### 3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・原材料・仕掛品……………総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法

#### 4. 固定資産の減価償却方法

##### (1) 有形固定資産及び投資不動産

(リース資産を除く)……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

##### (2) 無形固定資産

(リース資産を除く)……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

##### (3) リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 販売促進引当金……………販売促進費の支出に備えるため、当事業年度末における販売促進費の見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金……………役員賞与の支給に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

- (4) 株式給付引当金……………「事後交付型譲渡制限付株式報酬制度（リストラクテッド・ストック・ユニット）」における、役員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、株式報酬規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。
- (5) 退職給付引当金……………従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- ①退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。
- 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
- なお、退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

## 6. 重要なヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理を採用しております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段……………為替予約  
ヘッジ対象……………原材料輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引
- (3) ヘッジ方針  
当社のデリバティブ取引は社内規程に従い、保有する資産に係る為替変動を効果的にヘッジする目的で利用しております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法  
ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

## 7. 消費税等の会計処理方法……………税抜き方式を採用しております。

### 表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

(損益計算書)

前事業年度において、「特別利益」の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産売却益」は、金額の重要性が増したため、当事業年度において区分掲記しております。

なお、前事業年度の「固定資産売却益」は26百万円であります。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	4,581百万円
長期金銭債権	4,384百万円
短期金銭債務	6,059百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 105,680百万円

(注) なお、上記の減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売 上 高	13,598百万円
仕 入 高	743百万円
委 託 加 工 費	24,630百万円
販 売 費	4,741百万円
営業取引以外の取引高	5,892百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
自 己 株 式						
普 通 株 式	株	株	株	株	株	株
	3,636,411	27,530		61,547		3,602,394
合 計	3,636,411	27,530		61,547		3,602,394

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加27,530株は、単元未満株式の買取27,530株による増加であり、減少61,547株は、単元未満株式の買増請求147株及び「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（信託口）」による自社の株式の交付39,900株、「役員報酬B I P（信託口）」から取締役等への支給5,900株、「役員報酬B I P（信託口）」の終了に伴う信託が保有する自己株式の消却15,600株によるものであります。
2. 自己株式数については、当事業年度末に「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（信託口）」が保有する54,900株を含めて記載しております。



## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別内訳

繰延税金資産	
未払賞与	618百万円
未払費用	1,027百万円
退職給付引当金	340百万円
減損損失	1,903百万円
有価証券等評価損	368百万円
貸倒引当金	30百万円
減価償却費	274百万円
その他	1,925百万円
繰延税金資産計	<u>6,487百万円</u>
評価性引当額	<u>△3,637百万円</u>
繰延税金負債との相殺	<u>△2,849百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>-百万円</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△5,227百万円
特別償却準備金	△1百万円
固定資産圧縮積立金	△2,416百万円
繰延ヘッジ損益	△32百万円
繰延税金負債計	<u>△7,677百万円</u>
繰延税金資産との相殺	<u>2,849百万円</u>
繰延税金負債の純額	<u>△4,827百万円</u>

## 1株当たり情報に関する注記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 2,992円46銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 198円14銭   |

## 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

江崎グリコ株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 村上 和 久 (印)  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松 浦 大 (印)  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、江崎グリコ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、江崎グリコ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

江崎グリコ株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 村上 和 久 (印)  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松 浦 大 (印)  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、江崎グリコ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第114期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月13日

江崎グリコ株式会社 監査役会

常勤監査役	吉田敏明	印
常勤監査役	安達弘	印
監査役	岩井伸太郎	印
監査役	宮本又郎	印
監査役	工藤稔	印

(注) 常勤監査役安達弘、監査役岩井伸太郎、監査役宮本又郎及び監査役工藤稔は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

海外連結子会社と決算期を統一することで、グローバルな事業の一体運営の推進及び経営情報の適時・適切な開示による経営の透明化を図るため、また、将来適用が検討されている国際財務報告基準（IFRS）に規定されている連結会社の決算期統一の必要性にも対応を図るため、現行定款第12条、第13条、第34条、第36条の各条を変更し、あわせて附則第1条、第2条、第3条を新設するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日) 第12条 当社は、毎年<u>3</u>月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(招集の時期) 第13条 当社の定時株主総会は、毎年<u>6</u>月にこれを招集する。</p> <p>(事業年度) 第34条 当社の事業年度は1年とし、毎年<u>4</u>月1日から翌年<u>3</u>月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>3</u>月31日とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>9</u>月30日とする。 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</p>	<p>(基準日) 第12条 当社は、毎年<u>12</u>月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(招集の時期) 第13条 当社の定時株主総会は、毎年<u>3</u>月にこれを招集する。</p> <p>(事業年度) 第34条 当社の事業年度は1年とし、毎年<u>1</u>月1日から<u>12</u>月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>12</u>月31日とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>6</u>月30日とする。 3. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>第 1 条 第34条の規定にかかわらず、第115期事業年度は、2019年4月1日から2019年12月31日までとする。</u></p> <p><u>第 2 条 第36条第 2 項の規定にかかわらず、第115期事業年度の中間配当の基準日は、2019年9月30日とする。</u></p> <p><u>第 3 条 前 2 条および本条は、2019年12月31日まで有効であり、同日の経過をもって削除する。</u></p>

## 第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもちまして取締役全員（7名）が任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	[再任] えざき かつひさ 江崎 勝久 (1941年8月27日生)	1966年6月 当社入社 1972年11月 同 取締役秘書室長 1973年11月 同 代表取締役副社長 1982年6月 同 代表取締役社長、現在に至る	249,868株
[取締役候補者とした理由] 1982年6月に代表取締役社長に就任して以来、当社グループの事業拡大、グローバル化、構造改革等を推進してまいりました。また、長期計画「2020Glico」を策定し、事業の強化・拡大に努めております。今後も、当社の経営理念を実現し事業戦略を遂行できると判断して、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
2	[再任] えざき えつろう 江崎 悦朗 (1972年10月31日生)	2004年4月 当社入社 2008年6月 同 取締役執行役員コミュニケーション本部長兼事業統括本部副本部長 2010年4月 同 取締役常務執行役員コミュニケーション本部長兼事業統括本部副本部長兼マーケティング部長 2012年4月 同 取締役専務執行役員マーケティング本部長兼マーケティング部長、広報担当 2016年6月 同 代表取締役専務執行役員マーケティング本部長、広報・情報システム担当 2017年4月 同 代表取締役専務執行役員マーケティング本部長、海外事業、広報・情報システム担当 2017年10月 同 代表取締役専務執行役員経営企画本部長、グローバルマーケティング、海外事業、情報システム担当、Glico Asia Pacific Pte.Ltd. CEO、現在に至る	22,745株
[取締役候補者とした理由] 当社入社以来、広告・開発業務に携わり、2008年6月に取締役に就任し、その後も情報システム子会社の社長を務めるなど幅広い分野の経験を積み重ね、現在は代表取締役専務執行役員として、経営企画部門や海外部門の総責任者等を務めております。今後も、当社の経営理念を実現し事業戦略を遂行できると判断して、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			



候補者番号	氏名 ふりがな (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	<p>[再任]</p> <p>くりき たかし</p> <p>栗木 隆</p> <p>(1957年11月13日生)</p>	<p>1981年3月 当社入社</p> <p>2006年6月 同 取締役生物化学研究所長</p> <p>2008年6月 同 取締役常務執行役員研究本部長兼生物化学研究所長兼新素材営業グループ長</p> <p>2015年7月 同 取締役常務執行役員、研究部門統括健康科学研究所長</p> <p>2018年4月 同 取締役常務執行役員、健康科学研究所長、現在に至る</p>	8,409株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>当社入社以来、研究関連業務に携わり、2006年6月に取締役に就任後も研究部門を統括しております。今後も、当社の経営理念を実現し事業戦略を遂行できると判断して、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			
4	<p>[再任] [社外]</p> <p>[独立役員]</p> <p>ますだ てつお</p> <p>益田 哲生</p> <p>(1945年10月29日生)</p> <p>【2018年度取締役会の出席状況】100%</p>	<p>1970年4月 大阪弁護士会登録</p> <p>2004年4月 日本弁護士連合会常務理事</p> <p>2005年4月 大阪弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長</p> <p>2007年1月 中之島中央法律事務所代表パートナー、現在に至る</p> <p>2007年4月 近畿弁護士会連合会理事長、日本弁護士連合会理事</p> <p>2007年7月 当社独立委員会委員</p> <p>2008年6月 同 取締役、現在に至る</p> <p>2018年6月 ヤンマーホールディングス株式会社 社外監査役、現在に至る</p> <p>[重要な兼職の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中之島中央法律事務所代表パートナー</li> <li>・ヤンマーホールディングス株式会社社外監査役</li> </ul>	0株
<p>&lt;社外取締役候補者とした理由&gt;</p> <p>益田哲生氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての幅広い知識や経験をもとに、また法律の専門家として当社の経営に対する助言をいただくと考え、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	[再任] [社外] [独立役員] かとう たかとし <b>加藤 隆俊</b> (1941年5月23日生) <b>【2018年度取締役会の出席状況】100%</b>	1964年4月 大蔵省(現 財務省) 入省 1993年7月 同 国際金融局長 1995年6月 同 財務官 1997年7月 同 顧問 1998年9月 米国・プリンストン大学客員教授 1999年8月 株式会社東京三菱銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)顧問兼早稲田大学客員教授 2000年8月 同 顧問兼早稲田大学客員教授兼米国・クレアモント大学客員教授 2004年2月 国際通貨基金副専務理事 2010年6月 当社 取締役、現在に至る 2010年9月 公益財団法人国際金融情報センター理事長 2017年10月 同 顧問、現在に至る [重要な兼職の状況] ・公益財団法人国際金融情報センター顧問	0株
<社外取締役候補者とした理由> 加藤隆俊氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、金融分野の専門家として、豊富な経験と見識をもとに、独立した立場から経営全般に助言をいただくと考え、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	<p>[再任] [社外] [独立役員] おおいし かのこ 大石佳能子 (1961年3月24日生) 【2018年度取締役会の出席状況】92.9%</p>	<p>1983年4月 日本生命保険相互会社入社 1988年11月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 1993年1月 同 パートナー 1997年7月 同 顧問 2000年6月 株式会社メディヴァ設立 同 代表取締役、現在に至る 2000年7月 株式会社西南メディヴァ(現 株式会社シーズ・ワン) 設立 同 代表取締役、現在に至る 2004年8月 医療法人社団プラタナス設立 同 総事務長、現在に至る 2015年6月 参天製薬株式会社社外取締役、現在に至る 2015年6月 当社 取締役、現在に至る 2016年3月 株式会社資生堂社外取締役、現在に至る</p> <p>[重要な兼職の状況] ・株式会社メディヴァ代表取締役 ・株式会社シーズ・ワン代表取締役 ・参天製薬株式会社社外取締役 ・株式会社資生堂社外取締役</p>	0株
<p>&lt;社外取締役候補者とした理由&gt; 大石佳能子氏は、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識をもとに、独立した立場から経営全般に助言をいただくことで、取締役会の機能をさらに強化できるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 （ふりがな） （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	[新任] [社外] はら じょうじ 原 丈 人 （1952年10月10日生）	1984年6月 デフタ・パートナーズグループ会長、現在に至る 1985年4月 アライアンス・フォーラム財団代表理事、現在に至る 2007年1月 国際連合政府間機関特命全権大使 2009年9月 ザンビア大統領顧問 2013年8月 内閣府本府参与、現在に至る 2015年6月 ニッコー株式会社社外取締役、現在に至る 2019年2月 当社 顧問、現在に至る [重要な兼職の状況] ・デフタ・パートナーズグループ会長 ・アライアンス・フォーラム財団代表理事 ・内閣府本府参与 ・ニッコー株式会社社外取締役	158株
<社外取締役候補者とした理由> 原丈人氏は、企業経営及び政府機関参与としての豊富な経験や実績、幅広い知識と見識をもとに、経営全般に助言をいただくことで、取締役会の機能をさらに強化できるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 原丈人氏は、デフタ・パートナーズのグループ会長であり、同グループがジェネラルパートナーとして運営するDEFTA Healthcare Technologies, L.P.に、当社は6百万ドル出資しております。
2. 江崎勝久、江崎悦朗、栗木隆、益田哲生、加藤隆俊及び大石佳能子の6氏の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 益田哲生、加藤隆俊、大石佳能子及び原丈人の4氏は、社外取締役候補者であります。
4. 益田哲生氏は、現に当社の社外取締役であります。その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって11年となります。また、金融商品取引所が定める独立役員として届け出ております。
5. 加藤隆俊氏は、現に当社の社外取締役であります。その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって9年となります。また、金融商品取引所が定める独立役員として届け出ております。
6. 大石佳能子氏は、現に当社の社外取締役であります。その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年となります。また、金融商品取引所が定める独立役員として届け出ております。
7. 当社は、益田哲生、加藤隆俊及び大石佳能子の3氏との間で、損害賠償責任の限度額を法令が定める限度額とする責任限定契約を締結しております。また3氏の再選が承認された場合、当社は3氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
8. 当社は、原丈人氏の選任が承認された場合、同氏との間で損害賠償責任の限度額を法令が定める限度額とする責任限定契約を締結する予定です。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもちまして監査役安達弘、岩井伸太郎及び工藤稔の3氏が任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	[ 新任 ] おおぬき あきら 大貫 明 (1954年7月17日生) 【2018年度取締役会の出席状況】100%	1977年4月 日本電気株式会社入社 2006年4月 NECリース株式会社（現 NECキャピタルソリューション株式会社）執行役員 2013年6月 NECビッグロープ株式会社（現 ビッグロープ株式会社）監査役 2015年7月 当社入社 常勤顧問 2016年4月 同 執行役員 2016年6月 同 取締役執行役員、管理部門・関連事業・法務・株式IR担当、情報取扱責任者 2018年4月 同 取締役執行役員、法務・監査担当、現在に至る	416株
<p>&lt;監査役候補者とした理由&gt;</p> <p>食品業界とは異なる電機及び情報通信業界での執行役員や監査役としての豊富な経験や幅広い知識を有し、当社監査体制の機能をさらに強化できるものと判断したものであります。上記の理由により監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>			

候補者番号	氏名 （ふりがな） （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	[再任] [社外] [独立役員] いわい しんたろう <b>岩井 伸太郎</b> (1954年1月18日生) 【2018年度取締役会の出席状況】100% 【2018年度監査役会の出席状況】100%	1979年10月 等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 1986年2月 岩井伸太郎税理士事務所（現 岩井伸太郎公認会計士・税理士事務所）開業、現在に至る 1989年6月 フジ住宅株式会社監査役 1990年9月 北斗監査法人（現 仰星監査法人）代表社員 2011年6月 当社 社外監査役、現在に至る 2015年6月 フジ住宅株式会社社外取締役、現在に至る 2016年6月 昭栄薬品株式会社社外取締役（監査等委員）、現在に至る [重要な兼職の状況] ・岩井伸太郎公認会計士・税理士事務所所長 ・フジ住宅株式会社社外取締役 ・昭栄薬品株式会社社外取締役（監査等委員）	0株
<監査役候補者とした理由> 岩井伸太郎氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計等に関する相当程度の知識と見識を有するほか、他社での監査役としての経験や実績があることから、当社監査体制の機能をさらに強化できるものと判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	[再任] [社外] くどう みのる 工藤 稔 (1955年5月18日生) 【2018年度取締役会の出席状況】92.9% 【2018年度監査役会の出席状況】100%	1978年4月 大同生命保険相互会社(現 大同生命保険株式会社)入社 2003年4月 大同生命保険株式会社企画部長 2005年4月 同 業務部長 2005年6月 同 取締役 2006年6月 同 執行役員 2008年4月 同 常務執行役員 2009年6月 同 取締役常務執行役員 2011年4月 同 取締役専務執行役員 2014年4月 同 代表取締役副社長 2015年4月 同 代表取締役社長、現在に至る 2015年6月 当社 社外監査役、現在に至る 2019年4月 学校法人関西学院理事、現在に至る [重要な兼職の状況] ・大同生命保険株式会社代表取締役社長 ・学校法人関西学院理事	0株
<監査役候補者とした理由> 工藤稔氏は、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しており、当社の監査体制の機能をさらに強化できるものと判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 工藤稔氏は、大同生命保険株式会社の代表取締役社長であり、同社との間には、保険契約等の取引関係があります。
2. 大貫明、岩井伸太郎の両氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 岩井伸太郎、工藤稔の両氏は、社外監査役候補者であります。
4. 岩井伸太郎氏は、現に当社の社外監査役であります。その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって8年となります。また、金融商品取引所が定める独立役員として届け出ております。
5. 工藤稔氏は、現に当社の社外監査役であります。その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年となります。
6. 当社は、岩井伸太郎、工藤稔の両氏との間で、損害賠償責任の限度額を法令が定める限度額とする責任限定契約を締結しております。また両氏の再選が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は、大貫明氏の選任が承認された場合、同氏との間で、損害賠償責任の限度額を法令が定める限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

以上

# 株主総会会場ご案内略図

※会場が昨年と異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。

会場 太閤園  
大阪市都島区網島町9-10  
電話 06-6356-1110



## ●最寄り駅からのご案内

- ・ JR東西線大阪城北詰駅（3号出口）より徒歩1分
- ・ 京阪京橋駅（片町口）より徒歩7分
- ・ 地下鉄長堀鶴見緑地線京橋駅（2番出口）より徒歩5分